第１回沖縄県文化芸術奨励賞　公募要領

Ⅰ　制度の概要

１　趣旨

沖縄は、古来、アジア諸国との交易を通じて多様な文化芸術を受け入れ、精神的・文化的風土と融合させることで、亜熱帯の海に囲まれた島々に独自の文化芸術を育んできました。文化芸術は、県民の生活に深く根ざし、繰り返された世変わりにおいても、新たな時代を切り開く心のよりどころとなってきました。

本制度は、次世代を担う若い芸術家等の将来に向けた積極的な文化芸術活動を奨励し、沖縄の優れた文化芸術の保存・継承・創造と更なる発展を図ることを目的としております。

２　内容

沖縄の文化芸術の保存・継承・創造と更なる発展に寄与する若い芸術家や、文化芸術に携わる方から将来特に有望と認められるものを審査委員会において選考し、奨励賞及び奨励金（60 万円）を授与します。

３　応募資格

対象者は、次の各号のいずれにも該当する個人又は団体とします。

⑴　住所地又は活動拠点が沖縄県内であること。ただし、留学等で一時的に県外又は海外に居住地を移している場合は、概ね 10 年間の沖縄県内在住歴があること。

⑵　申請年度の4月1日時点で 39 歳以下であること。（昭和 61年 4 月 2 日以降に生まれた者）
※団体の場合は、構成員全員が39歳以下であること。

⑶　沖縄の文化芸術の保存・継承・創造と更なる発展に資する活動を行っている者

⑷　専門とする分野で一定の活動歴があり、継続して活動を行う見込みのある者

⑸　誓約書の記載事項に違反又は相違がない者

Ⅱ　応募手続等の概要

1　スケジュール

⑴ 質問受付期間：令和8年（2026 年）10 月 15 日（木）～11月 16 日（月）

質問フォームにて受け付けます。

沖縄県文化芸術振興会ホームページをご確認ください。

⑵ 質問回答日：令和8年（2026 年）10 月 30 日（金）～11 月 20 日（金）の毎週金曜日

回答は、沖縄県文化芸術振興会ホームページにまとめて掲載します。

⑶ 応募期間：令和8年（2026 年）10 月 15 日（木）～12 月 3 日（木） 17：00必着

⑷ 一次審査（書類審査）結果通知日：令和 9 年（2027 年）1 月15日（金）

⑸ 二次審査（面接審査）：令和9年（2027年）1 月26 日（火）

⑹ 受賞者発表：令和9年（2027年）2月中旬

⑺ 受賞式：令和9年（2027年）2月下旬

2　応募書類及び応募方法等

⑴ 応募書類

ア　第1回沖縄県文化芸術奨励賞申込書及び誓約書

※Excel 形式又は PDF 形式で保存の上、提出してください。

イ　住民票抄本　（PDF 又は画像）

※提出日より3か月以内に取得したものを提出してください。

※個人番号（マイナンバー）の記載がないものを提出してください。

※留学等で一時的に県外又は海外に居住地を移している場合は、概ね 10 年間の沖縄県内在住歴があることがわかる書類（住民票除票）も併せて提出してください。

※団体の場合は、構成員全員分の提出が必要です。

※原本は一次審査を通過された方のみ、二次審査の際にご提出いただきます。

ウ　ポートフォリオ（PDF 又は動画・音源データ）

・平面・立体作品の場合：作品画像等を掲載した PDF データ（最大 20 ページまで）

・文学・漫画等の場合：PDF データ（最大 20 ページまで）

・動画・音源は 7 分以内に編集したものを 1 点（MOV・MP4・MP3・WAV）

※PDF データには必ずページ番号を付してください。

※ファイル名には必ず拡張子(.pdf、.mov、.mp4、.mp3、.wav 等)を付してください。

※提出データファイル名は、「提出月日_申込者名_書類名」(全て半角英数字)としてください。

例:「1203_bunkataro_R8moushikomiseiyaku.xlsx」

「1203_bunkataro_juminhyo.pdf」

「1203_bunkataro_portfolio.pdf」

「1203_bunkataro_ portfolio.mp4」

※ 上記応募書類に加え、必要に応じて、追加資料を求める場合があります。

⑵ 応募方法

⑴の応募書類は、⑶のメールアドレス宛てにメールにて提出。ただし、10MB を超えるデータは、大容量ファイル転送サービス等を使用し、アップロードしたデータのダウンロード URL を提出すること(保持期間は最長に設定すること)。

⑶ 提出先

沖縄県文化芸術奨励賞事務局 ((公財)沖縄県文化芸術振振興会内)

メールアドレス:shourei@okicul-pr.jp

※メール件名は、「【申込者名】沖縄県文化芸術奨励賞申込」としてください。

⑷ 提出期限:令和8年(2026 年)12 月 3 日(木) 17:00 必着

Ⅲ 受賞者の決定について

受賞者の決定については、沖縄県文化芸術奨励賞審査委員会設置要綱に基づき設置する沖縄県文化芸術奨励賞審査委員会において、一次審査(書類審査)を行い、一次審査通過者の二次審査(面接審査)を行い決定します。

Ⅳ その他の留意事項

1 受賞者は、氏名、取組内容等を一般に公開します。

例:沖縄県ホームページ、公益財団法人沖縄県文化芸術振興会ホームページ、新聞等

2 受賞者は、受賞コメントの提出、沖縄県及び公益財団法人沖縄県文化芸術振興会が行う文化芸術の振興に関する取組への協力をお願いする場合があります。その際、広報用資料、写真、映像等の

提供を依頼することがあります。

3　提供いただいた資料等は、本制度の紹介のほか、沖縄県及び公益財団法人沖縄県文化芸術振興会の広報媒体や各種会議等で使用する場合があります。

4　応募書類等について、虚偽の内容が判明した場合は、奨励賞を取り消すとともに、奨励金の返還を求めます。